

# 地域共生施策の推進に係る会計年度任用職員（特定事務） 募集要項

## 1. 趣旨

地域と外国人住民との共生を推進するため、特に近年増加が著しいベトナムまたはネパールの文化・習慣や、市内の同国人住民の生活やコミュニティの実態に精通した方を、会計年度任用職員として配置し、同国人住民及びコミュニティと行政・地域との関係性の構築、協働促進に取り組むことで、地域共生のさらなる推進を図るもの。

## 2. 募集人数

2名（ベトナム担当1名、ネパール担当1名）

## 2. 業務内容

- ・ベトナム人又はネパール人コミュニティの調査、市・区又は地域との連携促進
- ・ベトナム語又はネパール語と日本語との通翻訳
- ・ヒアリング等を通じた外国人住民の生活実態の調査・報告
- ・地域共生施策に関する助言及び企画、実施
- ・その他、多文化共生の推進に係る事務の補助

## 3. 応募資格

- ・市内のベトナム人又はネパール人住民の生活やコミュニティの実態に精通していること
- ・ネイティブレベルのベトナム語能力又はネパール語能力を有すること
- ・ベトナム又はネパールの文化・習慣に通じていること
- ・日本語能力試験N3又はそれに相当する以上の日本語能力を有すること
- ・日本国籍を有しない場合、就労活動に制限がない在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者等）であるか、又は、資格外活動の許可を得ていること（留学生、家族滞在等）
- ・Word、Excel、PowerPoint などを使用しての文書作成、集計作業等の基本操作ができる者（資格不問）
- ・地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
  - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 4. 任用期間

2024年10月1日から2025年3月31日まで

※勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります。  
（4回まで最長5年度）

## 5. 勤務条件等

### （1）基本給

- ・週2日勤務の場合 月額：約93,500円（地域手当に相当する報酬含む、昇給なし）
- ・週3日勤務の場合 月額：約140,000円（地域手当に相当する報酬含む、昇給なし）

### （2）諸手当等

- ・時間外勤務手当  
1時間当たり約1,495円に法定割増賃金率（1.25以上）を乗じた金額
- ・通勤手当（最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法）

- 月の所要勤務日数分（週 2：通勤 9 回分、週 3：通勤 13 回分）の通勤手当を支給
- ・期末手当・勤勉手当
    - 週 2 日勤務の場合：約 42 万円（初年度は約 27 万円）
    - 週 3 日勤務の場合：約 63 万円（初年度は約 41 万円）

**(3) 勤務時間・日数**

週 2 日又は週 3 日、8:45 - 17:30（12:00 - 13:00 は昼休憩）  
※時間外（休日）勤務が発生する場合があります。

**(4) 休日**

勤務曜日を除く曜日、祝日（年 20 日）、年末年始（12/29～1/3）  
※勤務曜日は応相談

**(5) 休暇**

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）  
※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。  
例）現在、神戸市役所で勤務していない場合

| 勤務日数・時間<br>(週当たり) | 年次有給休暇 |
|-------------------|--------|
| 2 日               | 3 日    |
| 3 日               | 5 日    |

※ただし、勤務条件により異なる場合があります。

**(6) 勤務地**

神戸市地域協働局地域協働課（神戸市中央区加納町 6-5-1）

**(7) 福利厚生**

健康保険（共済短期）、厚生年金、雇用保険、  
公務上又は通勤時の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対する補償 等  
※一定の要件を満たす場合に加入します。

**(8) 試用期間**

1 ヶ月（再度任用する場合も同様）

**(9) 服務**

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・週 3 日勤務する場合は、営利企業への従事（兼業）を行う際に、「兼業従事届出書」の提出が必要になります。以下の場合は兼業が認められませんので留意してください。
  - ①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合  
（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など）
  - ②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
  - ③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

**(10) その他**

- ・基本給及び諸手当の額は、給与改定をうけて変更されることがあります。

**6. 選考方法**

書類選考（履歴書）を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し合格者を決定します。

**7. 問い合わせ・書類提出先**

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号  
神戸市地域協働局地域協働課

電話（０７８）３２２－６５８３（直通）

Email [chiikikyousei@office.city.kobe.lg.jp](mailto:chiikikyousei@office.city.kobe.lg.jp)

※平日 9:00～17:00 まで受付（12:00～13:00 を除く）

## 8. 申込方法

### ①提出書類

記入済みのエントリーシート（日本語。様式所定）

※面接等の連絡を行いますので、必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。

### ②申込方法

Eメールにて「7. 問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

Eメールの件名は「会計年度任用職員応募」としてください。

〈受付期間〉

**2024年7月29日（月）～2024年8月16日（金）12時受付まで有効**

## 9. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報は、神戸市個人情報保護条例に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。